

令和6年12月2日で健康保険証が廃止になります。

～ グンゼ健康保険組合からのお願い ～



今後どうなる？

<医療機関等の受診方法>

■ マイナ保険証を利用する

医療機関でマイナ保険証が利用できない場合は、「資格情報のお知らせ」を併せて提示

■ 健康保険証を利用する

発行済みの健康保険証は、令和7年12月1日まで利用可能

■ 資格確認書を利用する

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方等に、交付されます。

ただし、健康保険証を持っている人には、交付されません。

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの健康保険証の利用登録を行う	医療機関等の受診	カードリーダーで読み取り
資格確認書	はがき型の紙	マイナ保険証を持っていない人等に交付する	・マイナ保険証を持っていない人の医療機関等の受診	医療機関等に提示
資格情報のお知らせ	A4用紙紙カード（一部切り取り）	資格取得時に交付する ※専用アプリ「マイナポータル」の私の情報もしくはグンゼ健保2025年4月に導入予定の「マイポータル」で代用可	・自身の記号・番号の把握 ・カードリーダーが使えない医療機関等の受診	マイナ保険証と資格情報のお知らせを医療機関に提示

**令和6年12月2日に、健康保険証が廃止になります。
マイナ保険証を利用して医療機関を受診することになります。**

◆ **令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。**

<健康保険証の取扱い>

- ・新規の加入者はもちろん、紛失した場合も再発行できません。
- ・**発行済みの健康保険証は、令和7年12月1日まで、従来通り利用できます** ※1年間経過措置
- ・令和7年12月1日までに退職等で使用しなくなった健康保険証は返却が必要です。
- ・令和7年12月2日以降(健康保険証が完全廃止)は、健康保険証は自己廃棄をお願いします。

マイナ保険証とは

個人番号が記載された顔写真付きのマイナンバーカードに、健康保険証としての機能を持たせたものをマイナ保険証と言います。

<マイナ保険証のメリット>

- (1)データに基づくより良い医療が受けられます。
- (2)各種手続きが便利・簡単になります。
- (3)医療現場等での業務の負担が軽減されます。

**令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちではない人等には、
資格確認書を発行します。**

◆ **マイナンバーカードを作成していない・作成しているが健康保険証としての利用登録ができていない方には、資格確認証を発行します。**

<資格確認書の取扱い>

- ・新規加入時に「マイナ保険証の取得状況」を本人に確認後、申請により交付します。
- ・健康保険証(令和7年12月1日まで有効)をお持ちの人には、資格確認書は発行しません。
健康保険証の有効期限以降(令和7年12月2日)は、マイナ保険証を持っていない人等に資格確認書を発行します。
- ・退職等で使用しなくなった資格確認書は返却が必要。有効期限が過ぎたものは返却不要です。

資格確認書とは

マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない人の被保険者資格を確認します。医療機関等へ提示することで、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

全ての加入者に、資格情報のお知らせを発行します。

◆ 加入者(被保険者・被扶養者)ごとに、資格情報が記載された紙(A4)を発行します。

<健康保険証の取扱い>

- ・令和6年8月20日現在の加入者には、一斉に事業所経由で被保険者に配付しました。
- ・令和6年8月21日～2024年12月1日の加入者には、12月のはじめに配付します。
- ・令和6年12月2日以降の加入者には、資格取得の手続き時に配付します。
- ・配付は1回のみですが、紛失時は本人申請により再交付します。

資格情報のお知らせとは

ご自身の資格情報を簡易に確認でき、マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示していただきます。
また、マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号等の情報が記載されていませんので、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただきます。

3つのお願い

グンゼ健康保険組合からのお願いです！



(1) **マイナ保険証の利用登録を済ませて**ください。

未登録の方はできるだけ速やかに**利用登録**するようご協力ください。

(2) **医療機関等で、マイナ保険証を使って**ください。

簡単な操作で受付できます。※ほとんどの医療機関、薬局で利用が可能です。

(3) **「資格情報のお知らせ」は、大切に保管して**ください。

ご自身の**記号番号の確認**に必要です。

(1)マイナ保険証の利用登録を済ませてください。

マイナンバーカードがない方は、取得してください。

※以下5つの申請方法があります。申請には、交付申請書が必要です。

1. スマートフォンからの申請

スマートフォンで交付申請書の二次元コードを読み取り、申請用ウェブサイトアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真を添付して送信。

2. パソコンからの申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、マイナンバーカード総合サイトのオンライン申請用サイトにアクセスし、必要事項を記入の上顔写真のデータを添付して送信。

3. まちなかの証明写真機からの申請

まちなかにある、対応している証明写真機のタッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざし、必要事項を入力して顔写真を撮影して送信。

4. 郵送による申請

交付申請書に必要事項を記入して写真を貼り、交付申請書に同封されていた返信用封筒に入れて、ポストに投函。

5. 来庁による申請

必ずご本人が市役所の窓口にご来庁し、申請。なお、15歳未満の方、成年被後見人の方は、法定代理人の同行が必要。

◆ 交付通知書が届いたら、マイナンバーカードを受け取りに行く。

マイナンバーカードを、健康保険証として利用登録してください。

※以下3つの登録方法があります。

1. 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で登録

マイナンバーカードを持って行くだけで、健康保険証として利用するための手続きが可能。

2. アプリの「マイナポータル」で登録

マイナポータルを起動し申込ページを開く。暗証番号を入力、マイナンバーをスマホにあてて読み取り、登録。

3. セブン銀行ATMで登録

ATM画面の「各種お手続き」を選択し、健康保険証の利用申し込みボタンを押す。あとは画面に従って操作。

マイナ保険証の利用登録ができていないかわからない場合は。

- ・登録状況は、マイナポータルのホームタブ内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにて確認できます。登録が完了している場合は、健康保険証としての登録状況に「登録済」と表示されます。
- ・グンゼ健康保険組合まで問い合わせいただいてもわかります。

(2)医療機関等で、マイナ保険証を使ってください。

医療機関等のカードリーダーで資格確認を行う

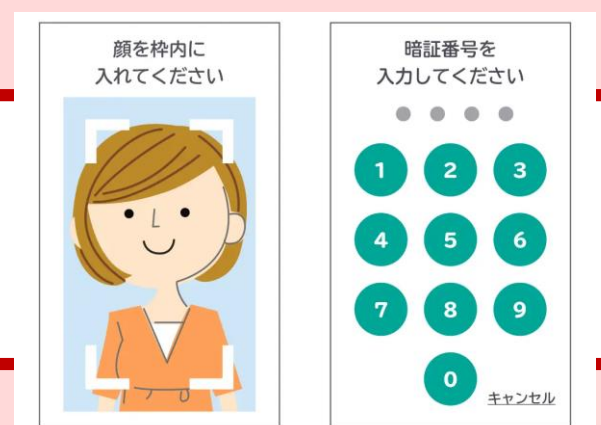
① 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れる。



② 本人確認

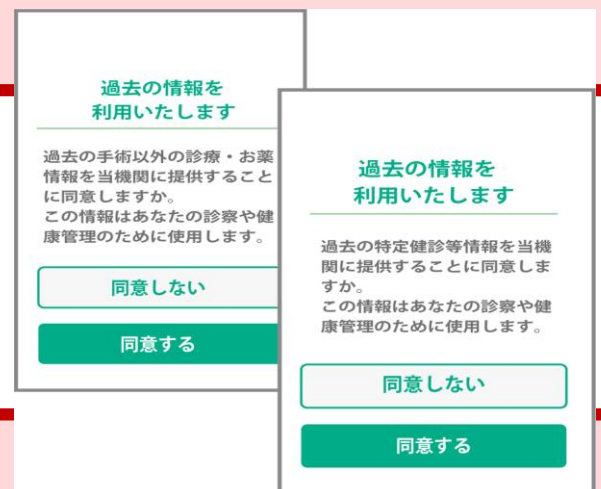
顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください。



③ 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください。

①過去の診療/薬剤情報 ②特定健診情報



④ 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーから取る。

高額療養制度を利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。